

平成 23 年度イリオモテヤマネコ夏の交通事故防止キャンペーン実施要項

1. 目的

イリオモテヤマネコの子育て期にあたり交通事故発生が多い傾向にある夏期に、地域住民や観光客に対する注意喚起など事故防止対策を集中的に実施することにより、交通事故による本種個体数の減少を防止し、野生生物保護に関する興味関心を喚起し、理解を深める。

2. 期間

平成 23 年 7 月 20 日(水)から、平成 23 年 8 月 31 日(水)まで。

3. 実施機関

環境省那覇自然環境事務所

4. 実施内容

(1) チラシ・ポスターの作成、配布による広報

・最新の状況を掲載した「イリオモテヤマネコ夏の交通事故防止キャンペーン」チラシ及びポスターを作成する。

・島内小中学校及びレンタカー業者にチラシ及びポスターを配布する。

・駐在所と協力のうえ、以下の施設(*)において着ぐるみによるチラシの配布を行い、入島者に交通事故防止への協力を呼びかける。

* 予定施設: 石垣港離島ターミナル・大原港なかもりん・上原港デンサーターミナル

(2) 竹富町防災無線放送を利用した広報

・期間内の適切な時期に、竹富町全集落に向けて定期的に放送する。

(3) 安全運転宣言の呼びかけ

・島内のレンタカー会社と協力し、レンタカーを借りる観光客に「ヤマネコたちのための安全運転宣言」への参加を呼びかける。

(4) イリオモテヤマネコ展の実施

・西表野生生物保護センターにおいて、イリオモテヤマネコの交通事故の現状と対策についてのポスターによるパネル展示を実施する。

・島内各所で順次、展示をする。

(5) その他

・冬のキャンペーンに向けて作成するポスターのデザインを島内小中学校に募集する(詳しくはポスター募集要項を参照)。

・地元住民向けにイリオモテヤマネコについての講演会を実施する。

・期間中の各種イベントや環境学習等の機会を利用して、野生生物保護に関する普及啓発を図る。

・報道機関による取材、公表を通じて、交通事故防止キャンペーン全般について情報提供する。